

第12次労働災害防止推進計画の概要

計画期間：平成25年度～平成29年度

平成25年3月
滋賀労働局

計画の趣旨

○滋賀県内の労働災害を少しでも減らし、死亡災害を絶滅し、健康に働くことができる社会の実現

計画の目標

- 労働災害による年間の死亡者数を9人以下とする
- 平成29年までに、年間の休業4日以上死傷者数を1,250人以下とする

重点対策

- ①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- ②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による取組
- ③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点業種対策

◇第三次産業及び道路貨物運送業対策

【目標】

平成29年までに、年間の死傷者数を
商 業：162人以下（20%減）
社会福祉施設：78人以下（10%減）
接客娯楽業：88人以下（20%減）
清掃業：56人以下（20%減）
道路貨物運送業：134人以下（15%減）

（ ）内は、平成24年に比しての削減率を示す

- 転倒災害・腰痛の防止を重点
- 安全衛生管理体制の構築
- 雇入れ時教育の実施
- 4S運動の定着
- 荷役作業での災害防止を重点

◇製造業対策

【目標】年間の死亡者を1人以下

- 挟まれ・巻き込まれ災害の防止を重点
- 機械の本質安全化と非定常作業時の安全確保
- リスクアセスメントの定着

◇建設業対策

【目標】年間の死亡者を3人以下

- 墜落・転落災害の防止を重点
- 建物の改修や解体工事の安全対策の徹底

健康確保・職業性疾病対策

◇メンタルヘルス対策

【目標】

対策に取り組んでいる30人以上の事業場の割合を80%以上

- 職場環境の改善・快適化
- 相談体制の整備と管理監督者の適切な対応
- メンタルヘルス対策支援センターの活用

◇過重労働対策

- 時間外労働の削減と労働時間の的確な把握・管理
- 健康診断実施後の措置

◇化学物質対策

- 安全データシート（SDS）の交付
- 新たな規制物質の周知

◇腰痛対策

- 社会福祉施設、商業、道路貨物運送業を重点
- 雇入れ時の教育と発生要因リスクの低減
- 腰痛予防対策指針の徹底

◇熱中症対策

【目標】死亡者をゼロ

- 気象状況に応じた予防対策
- 早期措置による重症化の防止

◇受動喫煙防止対策

- 健康への有害性の周知
- 職場における受動喫煙防止対策の徹底

業種横断的な取組

- リスクアセスメントの定着と労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進
- 労働者の就労形態に応じた責任の明確化
- 高齢労働者の増加による身体的機能低下に伴う労働災害の防止

②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による取組

- 安全衛生専門分野の専門家と労働災害防止団体の活用による相乗効果の発揮
- 業界団体との連携により自主的な活動への支援
- 安全衛生管理に関する外部専門機関の活用による安全衛生水準の向上

③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

- 事業場トップの率先した安全衛生活動と事業場の安全意識の高揚
- 労働環境水準の高い業界・事業場の積極的な公表による社会的評価の向上
- 地方安全衛生大会や滋賀県産業安全の日等の活性化による安全・健康意識の高揚
- 積極的な広報活動の推進

この計画は、労働安全衛生法第6条により厚生労働大臣が策定した「労働災害防止計画」を踏まえ、滋賀労働局が重点的に取り組む事項を定めた5か年計画です。